平成２３年（フ）第２４８号
和歌山県海南市且来146番地９
債務者　山下　　綾（旧姓堀江）
１　決定年月日時　平成23年６月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第２７０号
和歌山市湊５丁目１番26号　アメニティみやざき102号
債務者　小林　敏光
１　決定年月日時　平成23年６月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第２７１号
和歌山市秋月67番地の56　山中マンション102号
債務者　秦野亜理紗
１　決定年月日時　平成23年６月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第２７６号
和歌山市狐島371番地の３　松島コーポ102号室
債務者　富田佳代子
１　決定年月日時　平成23年６月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第２７８号
和歌山市小倉396番地の30
債務者　山﨑　義男
１　決定年月日時　平成23年６月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第２８２号
和歌山県岩出市新田広芝217番地の28
債務者　浦　　広美
１　決定年月日時　平成23年６月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第３７号
長崎県南島原市布津町乙1589番地２、前住所長崎県南島原市布津町乙1622番地４
債務者　湯田　重光
１　決定年月日時　平成23年６月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第３８号
長崎県島原市津吹町乙1391番地３
債務者　木之田晶子
１　決定年月日時　平成23年６月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第３９号
長崎県雲仙市愛野町乙1707番地　Ｂ－１－３、前住所長崎県雲仙市小浜町雲仙138番地
債務者　川井　　直
１　決定年月日時　平成23年６月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第４０号
長崎県南島原市有家町原尾2304番地、前住所長崎県島原市新湊１丁目2176番地
債務者　池田磯次郎（旧姓入江）
１　決定年月日時　平成23年６月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第４１号
長崎県島原市津吹町乙177番地、前住所長崎県島原市有明町大三東丁1883番地２
債務者　木村　幸子（旧姓川口）
１　決定年月日時　平成23年６月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第４３号
長崎県南島原市有家町中須川780番地３、住民票上の住所長崎県南島原市加津佐町己682番地７
債務者　平湯　幸介
１　決定年月日時　平成23年６月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第４４号
長崎県島原市先魁町1163番地33、前住所長崎県島原市新湊１丁目31番地
債務者　北浦　統治
１　決定年月日時　平成23年６月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第１３２号
釧路市美原１丁目43番435号　公営住宅M18―435号室
債務者　小川　知恵
１　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
５　免責審尋期日　平成23年８月24日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第２３３号
岡山市南区福田1022番地５　コーポエクセルⅠ―201号
債務者　髙橋　朝子（旧姓岸本）
１　決定年月日時　平成23年６月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月９日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２６２号
岡山県倉敷市児島小川９丁目１番15号
債務者　藤原　幸治
１　決定年月日時　平成23年６月22日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２７５号
岡山市中区赤田306番地１
債務者　寺原　春光
１　決定年月日時　平成23年６月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
５　免責審尋期日　平成23年８月31日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部